

平成25年(ワ)第38号、同第94号、同第175号

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原告 中島 孝 外

被告 国 外1名

準備書面(15)

原賠法3条1項の解釈と過失の審理の必要性について

2013(平成25)年12月17日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 安田 純治 外

第1 本書面の目的

1 原告らの請求と被告東京電力の主張

(1) 原告らの請求

原告らは、被告東京電力に対し、「放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏な生活をする権利」を侵害されたとして、民法709条に基づき慰謝料を請求している(「訴状」1頁〔請求の趣旨・第2項及び第3項〕、82頁。以下「本件損害賠償請求」という。)

(2) 被告東京電力の主張

これに対して、被告東京電力は、本件損害賠償請求は、本件事故による精神的苦痛の損害を求めるものであって、原子力損害の賠償に関する法律(以下、「原賠法」という。)2条2項に規定される「原子力損害」の賠償を請求するものであるとする。

そのうえで、「原賠法に規定する原子力損害の賠償責任は、原子力事業者に対して原子力損害に関する無過失責任を規定するなどした民法の損害賠償責任に関する規定の特則であり、民法上の債務不履行又は不法行為の責任発生要件に関する規定は適用を排除され、その類推適用の余地もないから、原告らは被告東京電力に対して、民法上の不法行為に基づいて損害賠償を求めることはそもそもできない（水戸地判平成20年2月27日・判例時報2003号67頁。なお、控訴審である東京高裁平成21年5月14日・判例時報2066号54頁においても、当該争点については第一審の判断を引用して同様の判断がなされ、上告不受理によって確定している。）。」などと主張している（被告東京電力答弁書29頁、「求釈明に対する回答書」2頁）。

2 本書面の構成と目的

以上のとおり、本件においては、本件損害賠償請求が原賠法との関係で認められるのかが争点となっている。

原告らは、本書面において、原賠法3条1項は原子力事業者の無過失責任を定めたもので、原子力事業者に対する民法709条の適用を排除するものではなく、本件損害賠償請求は不適法とはならないことを明らかにする（「第2」）。また、民法709条に基づく請求であろうと、原賠法3条1項に基づく請求であろうと、慰謝料の算定に際しては加害者の故意・過失の種類とその程度が斟酌されるため、本件においても、慰謝料算定との関係で被告東京電力の過失が審理対象となることを示す（「第3」）。

最後に、予備的に原賠法3条1項に基づく慰謝料請求を追加する（「第4」）。

第2 原賠法3条1項は原子力事業者に対する民法709条の適用を排除しない

1 はじめに

原賠法3条1項は、

「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当

該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。」

として、原子力事業者が、原子力損害について無過失責任を負うこと（本文）、及びその免責事由（ただし書き）を規定する。しかし、原賠法3条1項は、その文言上、原子力事業者に対する損害賠償請求について、民法709条の適用を排除するとは定めていないことから、この点の解釈が問題となる。

2 原賠法の目的に沿って解釈されるべきこと

原賠法1条は、

「この法律は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。」

と定め、①被害者の保護と②原子力事業の健全な発達を同法の目的とする。

この2つの目的が、原賠法を中心とする原子力損害賠償制度全体についての解釈基準となる。原賠法3条1項が民法709条の適用を排除するか否かという問題も、この2つの目的に照らして解釈されるべきである。

まず、①被害者の保護との関係については、原賠法3条1項が原子力事業者に対する損害賠償請求について民法709条の適用を排除するという解釈は、当該目的に資するものではない。原賠法3条1項に基づく請求をするか、民法709条による請求をするかは被害者の選択に委ねれば良いのである。

つぎに、②原子力事業の健全な発達との関係についても、原賠法3条1項が原子力事業者に対する民法709条の適用を排除するという解釈は、当該目的に資さない。一般的に、加害企業が、自身の故意又は過失によって発生した損害を賠償する責任を負うことは、わが国の私法上の当然のこととして認められている原則であり、故意又は過失がある場合において原子力事業者が民法709条の責任を負担するとしても、それは、原子力事業の健全な発達を阻害することにはならない。また、い

ずれにしても、原子力事業者は、原賠法3条1項に基づく損害賠償責任を負うものであるから、故意又は過失がある場合に、これに加えて民法709条に基づく損害賠償責任が課されたとしても、原子力事業の健全な発達を阻害することにはならない。

以上より、原賠法1条に定める同法の目的との関係によれば、同法3条1項が原子力事業者の民法709条に基づく損害賠償請求責任の適用を排除するということはできない。

3 原賠法4条1項の規定との関係

原賠法4条1項は、

「前条の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。」

として、原子力事業者以外の者は、原賠法だけでなく、その他の民法等によっても原子力損害の賠償責任を負わないことを規定している。一方で、原子力事業者の責任については一切規定していない。

このことからすれば、原子力事業者以外の第三者については、民法709条の原子力損害賠償責任は排除されているが、原子力事業者については、民法709条を含む原子力損害賠償責任は排除されていないと解釈される。

4 被告東京電力が引用する裁判例について

(1) 2008（平成20）年2月27日水戸地裁判決

被告東京電力は、本件賠償請求が不適法であると主張するにあたって、2008（平成20）年2月27日水戸地裁判決（以下、「水戸地裁判決」という。）を引用する。

水戸地裁判決は、東海村に所在する原子力事業者たる株式会社ジェー・シー・オー（以下、「JCO」という。）の事業所において、核燃料物質の加工の事業に際して臨界事故が発生した当時、同事業所付近の工場で稼働していた原告らが、本件事故に起因して身体に変調が生じたと主張して、JCO及びその親会社である住友金

属鉦山株式会社（以下、「住友金属」という。）に対し、主位的に民法上の不法行為（709条又は715条）、予備的に原賠法3条1項に基づく損害賠償を求めた事案に対する判決である。

（2）水戸地裁判決は先例としての意味を有しないこと

水戸地裁判決の事案は、住友金属という原子力事業者以外の者に対して損害賠償責任を追及した事件であり、原賠法4条1項の解釈問題が主要な争点であった。原子力事業者であるJCOに対する民法709条に基づく請求については、住友金属に対する民法に基づく請求（特に715条に基づく請求）との平仄を合わせたにすぎないものと考えられる。この事案においては、原子力事業者（JCO）に対する民法709条に基づく損害賠償請求は、原子力事業者以外の第三者（住友金属）に対する民法に基づく請求との関係で主張されたものであり、水戸地裁判決の原子力事業者に対する民法709条に基づく請求に関する判断もそれ以上の意味をもつものではない。

さらに、水戸地裁判決は、原子力事業者に対する民法709条に基づく請求について「原賠法に規定する原子力損害の賠償責任は、原子力事業者に対して原子力損害に関する無過失責任を規定するなどした民法の損害賠償責任に関する規定の特則であり、民法上の債務不履行又は不法行為の責任発生要件に関する規定は適用を排除され」とするのみであり、原賠法の条文（原賠法1条、3条1項、4条）の文言や意義にも全く触れておらず、その解釈の理由も明示されていないものであり、先例としての価値に乏しいものといわざるを得ない。

なお、水戸地裁判決では、JCOに対する原賠法3条1項に基づく請求自体についても、原子力事故と原告主張の被害との間の相当因果関係が否定され、原告の請求は棄却されている。

第3 本件ではいずれにしても被告の過失を審理することが不可欠であること

1 不法行為に基づく慰謝料請求においては加害者の過失が斟酌されること

本件損害賠償請求は、被告東京電力の「故意とも同視しうる重大な過失」による不法行為によって人格権を侵害されたとして、慰謝料を請求するものである（訴状・請求の趣旨第2項、第3項及び請求原因82頁）。

一般に、不法行為に基づく慰謝料請求事件においては、「加害者の故意・過失の種類・程度を斟酌」するのが判例及び通説である（四宮和夫「事務管理・不当利得・不法行為 下巻」599頁、注釈民法（19）210頁〔植林弘〕）。そして、その典型的な例として、交通事故に基づく被害者の慰謝料請求があげられる。すなわち、裁判例は「加害者に故意又は重過失（無免許、ひき逃げ、酒酔い、著しいスピード違反、ことさらに赤信号無視等）または著しく不誠実な態度等がある場合」については、慰謝料を増額しているのである（「民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準」いわゆる「赤本」2013版上巻174頁）。

2 原賠法3条1項に基づく慰謝料請求においても過失が斟酌されること

原賠法3条1項は、既に述べたとおり原子力事業者の無過失責任を定めている。つまり、危険責任が具体化された原賠法3条1項は、不法行為とは訴訟物を異にし、法律要件としても『原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えた』だけで成立するから、当該原子炉の運転等に「故意・過失」がある場合にも適用されることになる。従って、「過失」がある原子炉の運転等がなされたことにより、原賠法3条1項に基づく慰謝料請求がなされた場合においても、上記1の民法709条に基づく損害賠償請求と同様に、原子力事業者の過失の種類・程度が斟酌されるべきである。

上記1で述べたとおり、交通事故に基づく被害者からの慰謝料請求について、裁判例は「故意又は重過失」を慰謝料算定の要素としている。交通事故に関しては、自動車損害賠償補償法3条が無過失責任を規定しているが、同条に基づく慰謝料請求においても、故意又は重過失が斟酌されているのである。原賠法3条1項に基づく損害賠償請求を別異に解して、慰謝料算定に原子力事業者の故意・過失の種類・程度を考慮しないとす理由はない。

3 中間指針等に基づく慰謝料算定の基準と訴訟における算定の異同

なお、この点に関連するものとして、原子力損害賠償紛争審査会は、原賠法18条に基づいて作成した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等（以下、「中間指針等」という。）において、「生命・身体的損害」を伴わない精神的損害の賠償基準について定めている（指針第3－6〔中間指針17頁以下〕）。

中間指針等の策定関係者は、その損害額の算定について自動車損害賠償方式（自賠責保険の傷害慰謝料等の基準）を参考にしたと説明する（甲113号証・中島肇「原発賠償 中間指針の考え方」47頁以下）。そして、自賠責保険の傷害慰謝料の基準を参考としたのは、自賠責保険のもとでの傷害慰謝料は、「主観的・個別的事情を捨象した客観的な性質の強いもの（加害者の非難性を抜きにしたもの）」であって、生命・身体的損害を伴わない精神的損害に対する慰謝料の基準として適していると理解したためであるとする（同50頁）。

この点に関して、潮見佳男教授は、「加害者の非難性を含めた主観的・個別的事情を慰謝料で考慮することは裁判官の裁量に委ねられているものであって、裁判外の自主的紛争解決規範（中間指針等＝引用者注）の－しかも画一的な－内容に盛り込むことには適さない」という判断に基づくものであるとされる（甲114号証・潮見佳男「中島肇著『原発賠償 中間指針の考え方』を読んで」41頁）。さらに、潮見教授は、「事件が裁判に持ち込まれた場合には、加害者（東京電力）の非難性を含めた主観的・個別的事情が斟酌されて慰謝料額が算定されるべきであるという『指針』を、中間指針等が示していること」になると指摘する（同41頁）。

つまり、中間指針等も、原賠法3条1項に基づく慰謝料請求について、裁判で争われた場合には、その慰謝料算定のために原子力事業者の故意・過失を含む非難性が審理されることを当然の前提としているといえるのであり、また、潮見教授自身も、少なくとも裁判手続き上においては、原賠法による無過失責任による慰謝料請求に関しても、故意・過失が当然に斟酌されるべきことを当然の前提としてコメン

トをしている。

4 小括

以上より、原子力事業者に対する慰謝料請求においては、民法709条に基づく請求であろうが、原賠法3条1項に基づく請求であろうが、その損害額の算定のために原子力事業者の過失の種類・程度が審理の対象とされるべきものといえる。

第4 原賠法3条1項に基づく予備的請求の追加

原告らは、訴状請求の趣旨・第2項及び第3項につき、民法709条に基づく本件損害賠償請求が認められることを明らかにしたところであるが（「第2」）、本件損害賠償請求を主位的請求としつつ、予備的に、原賠法3条1項に基づく慰謝料請求を申し立てる。

原告らは、本件事故（訴状9頁）によって「放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏な生活をする権利」を侵害されたところ、当該損害は「原子炉等の運転等」による「原子力損害」であり、「原子力事業者」である被告東京電力は、当該損害を賠償する責任を負っている（原賠法3条1項）。

よって、原告らは、被告東京電力に対して、主位的に、民法709条に基づき請求の趣旨・第2項及び第3項の金員の支払を求め、予備的に原賠法3条1項に基づき請求の趣旨・第2項及び第3項の金員の支払を求める。

以 上